

令和7年度一戸町道路台帳更新業務委託

仕 様 書

令和7年5月

一戸町 地域整備課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、一戸町（以下、「発注者」という。）が受注者に委託する「令和7年度一戸町道路台帳更新業務委託（以下、「本業務」という。）」に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、発注者が管理する道路調書の修正及び道路台帳の更新を行うこと。さらに、発注者が運用する統合型GISに搭載可能なデータを作成することを目的とする。

(準拠する関係法令等)

第3条 本業務は、この仕様書によるほか、次の法令等に準拠するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (2) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (3) 道路施設現況調査提要
- (4) 道路構造令（昭和45年政令第320号）
- (5) 道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）
- (6) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (7) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- (8) その他関係法令・規則・通達等
- (9) 一戸町諸規則

(履行期間及び成果品納入場所)

第4条 本業務の履行期限は、契約日から令和8年3月19日までとし、成果品の納入場所は一戸町建設部地域整備課とする。

(受注者の要件)

第5条 受注者は、本業務を遂行するために下記の要件を満たす事業者であることとする。

- (1) 岩手県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 岩手県内において令和2年度以降に完了した道路台帳更新業務（デジタル化作業）の実績を有すること。
- (3) 日本工業標準調査会「品質マネジメントシステム」による認証（QMS：Quality Management System：ISO9001）
- (4) 日本適合性認定協会「環境マネジメントシステム」による認証（EMS：Environmental Management System：ISO14001）
- (5) 情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の承認（ISMS：Information Security Management System：JISQ27001）
- (6) （一財）日本情報経済社会推進協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証（プライバシーマーク：JISQ15001）
- (7) BSI グループジャパン株式会社認証（ISMS クラウドセキュリティ：ISO/IEC 27017）
- (8) BSI グループジャパン株式会社認証（IT サービスマネジメント：ISO/IEC

20000-1)

(配置予定技術者の要件)

第6条 本業務を円滑かつ確実に履行するための条件として、発注者は次の事項を満たすこととする。

(1) 配置予定主任技術者

ア 前条(2)に定める同種かつ同規模業務の実績を有すること

イ 測量法第49条に基づき登録された測量士の資格を取得していること

(2) 配置予定担当技術者(複数名の配置による対応も可とする。)

ア 前条(2)に定める同種かつ同規模業務の実績を有すること

イ 空間情報総括監理技術者の資格を有すること

(着手時の提出書類)

第7条 本業務の着手にあたり、受注者は下記書類を発注者に提出することとする。

(1) 業務着手届

(2) 業務工程表

(3) 業務実施計画書

(4) 主任技術者届(経歴書・資格証明書写しを添付)

(5) 担当技術者届(経歴書・資格証明書写しを添付)

(6) 第5条に定める条件を証明する書類

(資料の貸与)

第8条 本業務に必要な図面等資料は、発注者が所有するものについては貸与するが、貸与した資料について、受注者は目的完了後、速やかに返還しなければならない。

(守秘義務)

第9条 本業務における成果は、受注者に帰属するものであり、受注者は委託の過程及び結果から知り得た情報について発注者の許可なく公表してはならない。

(成果品の帰属)

第10条 本業務における成果品は、既に著作権を有するもの以外はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(瑕疵担保)

第11条 本業務完了後、受注者の過失又は疎漏等に起因する瑕疵があった場合には、受注者の責任において補正・修正を行うこととする。

(疑義)

第12条 本業務の実施にあたって、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議のうえ発注者が決定し、受注者はその指示に従うこととする。

(完了)

第 13 条 本業務は、成果品について発注者の検査を受け、検査合格したことにより完了とする。

(契約内容の変更)

第 14 条 発注者は、必要と認めた場合には、作業内容の変更、履行期間の変更等、契約内容の変更をすることができる。ただし、その内容については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

第 2 章 業務内容

(業務概要)

第 15 条 本業務概要は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------|----------|
| 1 | 既存道路調書修正 | |
| (1) | 計画準備 | 1 式 |
| (2) | 調書作成 | 415.8 km |
| (3) | 調書データ作成 | 415.8 km |
| (4) | 橋梁データ作成 | 115 橋 |
| (5) | 交差データ作成 | 27 件 |
| 2 | 道路台帳更新 | |
| (1) | 現況測量：平板測量 | 0.22 km |
| (2) | 道路現況調査 | 0.22 km |
| (3) | 台帳基図作成 | 0.22 km |
| (4) | 台帳平面図作成 | 0.22 km |
| (5) | 電算処理 | 1 式 |
| (6) | 調書作成 | 0.22 km |
| (7) | 台帳図ラスタデータ作成 | 1 面 |
| (8) | 中心線データ作成 | 0.22 km |
| (9) | 道路台帳調書作成 | 1 式 |
| 3 | 共通 | |
| (1) | 打合せ協議 | 1 式 |

(計画準備)

第 16 条 受注者は本業務において、作業着手前に作業全体の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案するものとし、必要な資料を収集し、整理するものとする。

(調書作成)

第 17 条 データ化された道路台帳調書データについてマスターデータの作成を行い、電算集計後、各調書データ項目に脱落や重複がないかを検証するものとする。

(調書データ作成)

第 18 条 道路施設現況調査提要に基づき、更新された各種調書についてスキニングを行い、PDF データを作成するものとする。

(橋梁データ作成)

第 19 条 一戸町にて管理している橋梁資料をもとに、位置データ及び橋梁台帳を PDF データ化するものとする。

(交差データ作成)

第 20 条 一戸町にて管理している交差資料をもとに、位置データ及び交差台帳を PDF データ化するものとする。

(基準)

第 21 条 補正作業のうち、現況平面図の修正作業は、原則として実測法による平板測量を基準とするが、精度の保持が監督職員により承認された場合は、本特記仕様書に定める以外の方法によることができる。

(補正方法)

第 22 条 道路台帳平面図上に監督職員が明示した箇所を、前条の基準に従って次の工程を実施するものとする。

- (1) 現況平面図の修正
- (2) 測定基図の修正
- (3) 道路台帳図の修正
- (4) 道路台帳調書の修正

(現況測量)

第 23 条 現況平面図を作成するために一戸町道路台帳図式に従い地形・地物に係わる地図情報を測定図示するものとする。なお、現況測量の実施には、トータルステーション (TS) 又は GNS S 等、明瞭な地物を与点とした地形測量手法により現況平面図を作成するものとする。

(道路現況調査)

第 24 条 道路台帳として必要な情報の細微項目を現地にて測定、調査を行うものとする。なお、道路調査の項目として、道路法施行規則第 4 条の 2 に準じ、次に定める項目を調査するものとする。

- (1) 道路部構成
道路の幅員が 0.5m 以上変化する箇所の幅員測定 (車道、歩道、分離帯、路肩、側溝、路肩)
- (2) 路面種別
Co (コンクリート)、As (高級アスファルト)、as (簡易アスファルト)、g (砂利)
- (3) 構造物 (橋梁、交差、踏切、トンネル)

種類、幅員、延長、構造形成、現況写真

(4) 歩道

種類、幅員、植樹施設

(5) 側溝

種類、幅員、蓋有無

(6) 安全施設

種類（ガードレール、ガードパイプ、ガードロープ、ガードフェンス、駒止めなど）

（台帳基図作成）

第 25 条 道路調査で得た各種表現事項を図式規定に従って、編集を行い、台帳基図を作成するものとする。なお、道路情報は、道路法第 28 条に規定する内容に基づき、次の内容について取りまとめるものとする。

(1) 路線番号

(2) 起点・終点記号

(3) 道路幅員、車道幅員、歩道幅員、分離帯幅員

(4) 側溝（幅員）

(5) 路面種別

(6) 安全施設

(7) 曲線半径、縦断勾配

(8) 橋梁（路面種別、整理番号、構造、延長、幅員、橋梁名）

(9) 踏切（路面種別、整理番号、構造、延長、幅員、踏切名）

(10) トンネル（路面種別、整理番号、構造、延長、幅員、トンネル名）

(11) 立体交差（路面種別、整理番号、構造、延長、幅員、交差名）

(12) その他必要な各項目

（台帳平面図作成）

第 26 条 本作業は、台帳基図を用いて透写製図し道路台帳平面図原図を作成するものとする。

（電算処理）

第 27 条 本作業は、座標測定作業及び道路関連データ作成を基に、電算処理専用ソフトにより道路台帳調書に必要な全ての項目について修正するものとする。

(1) 電算処理は、予想できる全ての事項に対してチェック機能を備え、今後継続する更新等に支障のないような機材により行うこととする。

(2) 詳細なデータの追加及び更新データを入力する際は、プログラム処理によりマッチングを行い、各データに脱落や重複がないかを総合的にチェックを行い、前年度データとの整合性を図り更新を行うこととする。

(3) 処理プログラムは、データの更新、補正が一括（すべての認定路線）で処理できるシステムとし、市販の表計算ソフト等による単年度補正分のみの計算処理は認めない。

(調書作成)

第 28 条 本作業は、道路施設現況調査提要に基づき、更新された各種調書について、紙出力を行い、バインダーに綴じることとする。

(台帳図ラスタデータ作成)

第 29 条 本作業により修正した路線が含まれる図郭について座標を付与し、幾何補正を行い、伸縮補正、位置情報を正規化し、「台帳平面図ラスタデータ」ワールドファイルを作成するものとする。

(中心線データ取得)

第 30 条 本作業は、修正した路線の中心線データを作成するものとする。

(道路台帳調書更新)

第 31 条 本作業は、各様式毎に過年度分数値と緻密に整合を図り、前年度調書との異動比較を行うものとする。なお、調書作成にあたっては、様式・構成については過年度成果に準じることとする。

(打合せ協議)

第 32 条 打合せ協議は、業務着手時 1 回、成果品納入時 1 回の計 2 回以上行うものとするが、必要に応じて適宜実施するものとする。

第 3 章 成果品

(成果品)

第 33 条 本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 修正現況平面図	各 2 部
(2) 修正台帳平面図	各 1 部
(3) 修正測定基図	各 1 部
(4) 修正道路台帳調書	1 式
(5) 町道認定調書	1 式
(6) 道路台帳図ラスタデータ	1 面
(7) 町道網図製本	2 冊
(8) その他発注者が指示するもの	1 式